明石市工場緑地のあり方検討会に係る検討事項

検討項目 1

緩和の可否

- ・工場緑地面積率等の緩和について、本市で緩和するか、緩和しないか。
- ・緩和する場合、市内全域とするか。南二見人工島に限定するか。

対象エリア

 緩和する
 OR
 緩和しない

 市内全域
 OR
 南二見人工島のみ

検討項目 2 緩和の程度

- ・緩和する場合、工場の緑地面積率及び環境施設面積率をどの程度まで緩和するか。
- ・緩和する場合、緩和の方法として、一度に緩和するか。段階的に緩和するか。

緩和の方法

工場立地法 工専・工業 5%~19% 準工業 10%~19%

OR 地域未来投資促進法 1%~19%

一 斉 緩 和

段階的緩和

エリア: 人工島→市内全域 率 : 20%→10%→5%

検討項目3

・緩和する場合、特定工場に対して周辺環境との調和や地域との共生を図るために、どのような方策を求めるか。

ΟR

企業の地域 貢献等の取組

地域貢献等を求める

ΟR

地域貢献等を求めない

- 〇緩和後における質の高い緑 化形成に向けた取組
- 〇周辺の生活環境との調和を 図るための取組(地域貢献、 まちづくり負担金など)

検討項目4

・現に設置されている工場が、敷地内に確保すべき緑地等を確保することができない場合に、救済措置として、敷地外緑地制度を導入するか。

敷地外緑地制度

敷地外緑地制度あり

ΟR

敷地外緑地制度なし

- 〇代替緑地の確保
- 〇緑地整備負担金制度

検討項目5

- ・緩和する場合、事業者の責務を位置付けるか、位置付けないか。
- ・位置付ける場合は、どのように位置付けるか。

事業者の責務

責務あり(担保)

ΟR

青 務 な し

実効性の担保

- ○条例による規定(努力義務化)
- 〇条例による規定 (義務化)